

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

公共施設の転用による福祉水準向上計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟市

3 地域再生の区域

新潟市の区域の一部（政令指定都市移行後の西区・西蒲区・南区）

4 地域再生計画の目標

新潟市の障害者福祉施策は、(1)すべての障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送れるよう在宅福祉の充実と家庭での生活が困難な障害者のために必要な施設の整備を進めること、(2)障害者が地域や家庭で生きがいを持ち社会の一員として普通に生活できるよう社会参加の促進や自立の支援に努めること、を基本方針として在宅生活を支援する体制の充実や障害者のための施設の充実、社会参加と自立支援などの施策を推進してきた。

このような中、新潟市内の知的障害者の法定通所施設は、恒常的に利用者が定員を上回っており、さらに待機者も存在している。また、待機者の受け皿となっている小規模福祉作業所についても、実質上飽和状態にあり、今後も養護学校の卒業者は毎年 30 名前後見込まれており、在宅障害者のための法定施設の早急な新增設が望まれている。

障害者にとっては、作業環境や指導員の体制が整っている法定施設での作業が望ましいが、施設・定員に限られており、本市の財政状況や各作業所の運営状況をみても、新規の施設整備は難しいのが現状である。また、昨今の社会・経済情勢から、小規模な福祉作業所の運営団体においても、多額の資金を必要とする新たな施設の整備や改修は容易に実施できない状態である。このため、施設通所ができない障害者は、社会参加の道が閉ざされることとなり、保護者団体からも、施設整備に関する要望が多く出されている。

一方、本市においても、平成 5 年度に 34,850 名であった児童数が平成 15 年度には 28,196 名と 10 年間で 19%減少するなど少子化が進み、その間に公立学校の 4 件の統廃合が行われるなど転用可能な校舎等が発生している状況にある。

また、本市にある、旧あすなる福祉作業所については、旧黒崎町（平成 13 年 1 月 1 日新潟市と合併）に唯一あった小規模福祉作業所であり、地域で暮らす障害者にとっての日中活動の場として大きな存在であった。当施設は、施設の狭隘化・老朽化等によって、利用者等から整備の要望が多くあったため、施設整備の必要性を認識していたが、新規施設の整備については多額の費用が必要となり、また厳しい本市の財政状況からも、施設の整備ができない状況であった。

そこで、市は旧プログラムに基づき認定された取組み（平成 16 年 6 月 21 日認定）により、廃校になった校舎等の転用を可能にするるとともに、福祉施設の新設にかかる費用の軽減や期間を短縮することにより、待機者の解消をすすめ、さらに無認可作業所への運営費補助、施設等通所費の助成、タクシー券の助成など市単独事業も実施しながら、障害者の自立と社会参加を促進し、福祉水準の向上を図ってきたところである。

旧プログラムに基づき認定された取組みが平成 19 年 6 月 20 日に終了するにあたり、過去 3 年間の状況を振り返ると、現校舎への移転当初より通所者が約 10 名増えて現在 26 名の通所者が利用するようになっている。また、通所者のほとんどが自宅より 30 分以内で通所でき、なおかつ十分なスペースが確保されており、障害者が地域で暮らすということや施設等の待機者の解消につながったと考えている。また、通所者も施設に慣れ、地元からも地域の作業所として浸透してきている。

障害者福祉においては、平成 18 年度施行された障害者自立支援法で、障害のある人が、生まれ育った地域で暮らす、という地域への移行を推進すること、障害者がもっと働ける社会にという就労への支援、地域の限られた資源の活用などの規制緩和、そして障害者の福祉サービスが一元化されることにより、提供するサービスについても障害者自立支援法の規定された事業へと転換することなど大きな変化があった。

今後は、障害者に対し作業所では困難であった利用者に対するきめ細かなサービスの安定的な提供と持続的な組織運営を図るため、新たな事業への移行が必要とされている中、あすなる福祉作業所の運営主体については、現事業者が平成 19 年 4 月より任意団体から社会福祉法人化に向けた設立の準備をすすめているところであり、また事業内容も、障害者自立支援法に規定する、常時介護等の支援が必要な者に対し日常生活上の支援や軽作業等の活動の機会を提供し、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る生活介護事業と、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待できる者に対しその事業所内で就労の機会や生産活動の機会を提供し、いずれは就労への移行を支援していく、就労継続支援を実施するための準備をすすめているなど、障害者が今後も住みなれた地域で暮らすための事業を実施し、推進することとしている。

本市では、現在策定中の障害福祉計画の中で、年度ごとに必要なサービス支給量の見込みを目標値として定めることとしており、当作業所が地域再生計画を活用しその施設で今後実施する予定の上記事業は、当市における障害福祉計画において必要なサービス見込量の確保および継続して提供し続けるために不可欠な事業と考えている。また、運営主体が

社会福祉法人格を取得しても、取得直後は運営基盤も脆弱なため、引き続き廃校校舎の無償による貸与を実施し、福祉サービスの安定した提供の継続を図っていくこととする。

(目標) 平成 23 年度までの当施設におけるサービス支給量について、生活介護事業を 15 名分、就労継続支援事業を 20 名分とする、

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

廃校校舎等を福祉作業所に転用することで福祉施設の設置が財政的に容易になり、現在、在宅で日中の活動場所を一日でも早く見つけたいと願う障害者の社会参加が可能となる。また、地域生活を送る上で必要な生活介護事業を実施することで、障害者の家族等の介護にかかる負担の軽減を図り、社会訓練等事業を通じて障害者も自立した生活を送ることができるように必要な支援を実施する。また、一般就労が困難な障害者に対しては、就労に必要な技術の取得や社会生活を送る上で必要な訓練を通して、より多くの障害者が就労できるように支援を実施する。

加えて、地元の愛着のある校舎を引き続き利用することで、施設を利用する障害者と地域住民との交流も深まり、健常者とのふれあいによる知的障害者の療育効果の増大と、障害や障害者への理解浸透が望め、さらに職員の雇用の継続も図られる。

なお、今後とも知的障害者の施設通所を望む待機者を解消するよう努める。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号および名称

A 0 8 0 1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

もともと小規模福祉作業所「あすなる福祉作業所」として利用していた施設は、狭隘化しており新規に施設の整備が必要となっていた状況だったが、新規の整備が困難なため、旧プログラムに基づく支援措置「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」を活用して、統合により廃校となった黒鳥小学校の RC 校舎を市より無償で借り受け、現通所者の環境向上を図るとともに、養護学校新規卒業生及び通所施設待機者等の受け皿としてきた。

旧プログラムに基づき認定された取組みが平成 19 年 6 月 20 日に終了するにあたり、引き続き廃校校舎の無償による貸与を実施し、福祉サービスの安定した提供の継続を図っていくこととする。

(3) 支援措置の適用要件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請すること。

新潟市が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。

黒鳥小学校廃校年月日 / 平成 16 年 3 月 31 日

設置主体 / 新潟市（設置時 黒埼町 平成 13 年 1 月 1 日新潟市と合併）

根拠条例 / 新潟市立小学校条例

校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本計画」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

新潟市手をつなぐ育成会（任意団体、今後社会福祉法人化の予定）による小規模福祉作業所「あすなる福祉作業所」の廃校となった黒鳥小学校への移転および福祉施設としての利用は、市が施設整備をして無償で貸し付けることにより事業者は施設運営に余裕が生じ、安定的な運営が図られる。また、本計画における障害者福祉事業の実施・運営に対して事業者へ指導・助言等を行うとともに、地域のニーズにあったサービスの提供ができるよう事業者と地域のパイプ役として、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることの実現につながるようサービス利用を望む障害者に応えるべき本市と、障害者の自立や就労への機会の提供を期待される事業者とが連携協力し、事業を行っていくこととする。このことは、現通所者の環境向上を図り、養護学校新規卒業生及び通所施設待機者等の受け皿となることから、「待機者の解消をすすめ、障害者の自立と社会参加を促進し、福祉水準の向上を目指す」という本計画の目的と合致するものである。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

新潟市は、すべての障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送れるよう必要な施設の整備を進めること、障害者が地域や家庭で生きがいを持ち社会の一員として生活できるよう社会参加の促進や自立の支援に努めること、を基本方針として在宅生活の支援体制の充実や障害者施設の充実、社会参加と自立支援などの施策を推進している。

障害者福祉推進のために、狭隘化している小規模福祉作業所「あすなる福祉作業所」を、新たに移転・整備し、サービスの提供を実施することは、本市の政策とも合致しており、早急な整備が望まれる所であるが、本市のおかれた厳しい財政的状況から、施設の新設については事実上不可能であったが、

近くに利用可能な廃校が出現したことと、地元の理解も得られたことから、窓も多く明るく広い環境である廃校舎を利用できるという機会を得て、初めて移転が実現可能となった。

また、地元の愛着心のある廃校校舎を知的障害者が作業所として利用することによって、その学校跡地にあるグラウンド等を利用するためやってくる地元の人たちとのふれあう機会が多くなり、さらに地域との交流事業を行うなどして、健常者とのふれあいによる知的障害者の療育効果の増大と、地元の更なる障害者への理解浸透が望める。

同一地方公共団体における無償における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本市は、新潟市手をつなぐ育成会（任意団体、今後社会福祉法人化の予定）に対し、廃校となった新潟市黒鳥小学校校舎を整備し、福祉作業所として無償貸与する。

なお、その際、関係法令の規定に反しないよう実施する。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置による取組み
該当なし

5 - 3 - 2 旧プログラムに基づき認定されている取組み

「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」

新潟市内の知的障害者の法定通所施設は、恒常的に利用者が定員を上回っており、さらに待機者も存在していた。また、待機者の受け皿となっている小規模福祉作業所についても、実質上飽和状態にあり、今後も養護学校の卒業者は毎年 30 名前後見込まれており、在宅障害者のための法定施設の早急な新增設が望まれた。

障害者にとっては、作業環境や指導員の体制が整っている法定施設での作業が望ましいが、施設・定員に限られており、本市の財政状況や各作業所の運営状況をみても、新規の施設整備は難しく、これらのことから施設整備が進まないことで、施設通所ができない障害者は、社会参加の道が閉ざされることとなり、保護者団体からも、施設整備に関する要望が多く出された。そこで、学校の統廃合等によって生じた校舎等の転用を可能にすることで、費用面での軽減を図り、また、現在ある施設を原則既存のまま利用することで、施設に愛着のある地元住民の理解も得られやすいなどのメリットがある。この施設転用によって、より広い施設を利用することで利用者の施設に対する満足度の向上を図り、さらに施設利用待機者の解消をすすめることで、有効的な施設利用を進めたものである。

また、地域社会の一部として小規模福祉作業所が認識されることで、地域の住民の障害者に対する理解促進が図られ、ノーマライゼーション社会の実現のための役割を担っていくことが期待されたものである。

6 計画期間

平成19年6月21日から平成24年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

新潟市で策定する障害福祉計画は、今後立ち上げる予定の、新潟市自立支援協議会及び新潟市障害者施策推進協議会において、計画に定めるサービス支給量に対する達成状況を点検・評価を行うこととしており、計画の数値目標に包含される当事業についてもその結果をもとに毎年度行うこととなる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

資 料

- 1 新潟市位置図
- 2 新潟市区域図
- 3 地域再生計画に基づく財産処分の内容について（様式1）
- 4 黒鳥小学校及びあすなる福祉作業所位置図
- 5 黒鳥小学校利用平面図
- 6 支援を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
- 7 公共施設の転用による福祉水準向上計画全体イメージ図